平成23年８月２日
第2305号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○保安林予定森林の指定通知（３４２・森林整備課）……1
公　告
○公の施設の指定管理者の募集（スポーツ振興課）……1
○条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）……3
○県営土地改良事業計画の変更（秋田地域振興局農林部）……4
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（７５）……4
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（７６）……5

告　　示

秋田県告示第342号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年８月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　保安林予定森林の所在場所

雄勝郡羽後町上仙道字上ノ沢158の１から158の３まで、159の１、159の12、159の14から159の16まで、160、中仙道字上西ノ沢162、167の１、167の17、168の１、168の５から168の８まで

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

上仙道字上ノ沢158の２・158の３・159の１・159の12・159の14・159の16・中仙道字上西ノ沢167の１・167の17・168の１・168の５・168の７（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年８月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　公の施設の概要

⑴　名称及び所在地

秋田県立総合射撃場　由利本荘市岩城道川字新田沢43番地

⑵　設置目的

秋田県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3)　規模等

クレー射撃場、ライフル射撃場　敷地面積250,633平方メートル

(4)　主な施設

管理棟、ライフル射撃場（スモールボアライフル射場、エアライフル射場）

2　指定管理者に行わせる管理の業務

(1)　使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2)　施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)　射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務

3　管理を行わせる期間

平成24年４月１日から平成25年３月31日まで（予定）

4　申請をする団体に必要な資格等

(1)　申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2)　申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しないもの

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後２年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ　申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ　申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ　秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ　役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員を含むもの

5　申請の手続

(1)　指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア　指定の期間に係る射撃場の事業計画書

イ　定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ　申請の日の属する事業年度の前２事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ　申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ　組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ　役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類

キ　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク　類似施設における業務実績を記載した書類

ケ　秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前１月以内に交付されたもの）

コ　その他知事が必要と認める書類

(2)　提出場所

郵便番号010－8570　秋田市山王四丁目１番１号

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018－860－1239）

(3)　提出期限

平成23年10月３日（月）午後５時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6　選定の方法、基準及び時期

(1)　企画振興部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア　県民の平等な利用が確保されること。

イ　射撃場の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ　効率的な管理が行われること。

エ　適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ　アからエまでに掲げるもののほか、射撃場の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準

⑵　選定は、平成23年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

７　募集要項の交付

５⑵に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する休日を除き、平成23年８月２日（火）から同年10月３日（月）までの午前８時30分から午後５時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形２号）を同封すること。

８　説明会

⑴　日時

平成23年８月18日（木）午前10時

⑵　場所

秋田市山王四丁目１番１号　秋田県議会棟１階企画振興部第２会議室

⑶　その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに９⑼にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

９　その他

⑴　指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

⑵　指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

⑶　射撃場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。

⑷　指定期間の予算総額は13,801千円を限度とする。

⑸　指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。

⑹　射撃場の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

⑺　指定管理者は、射撃場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

⑻　県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

⑼　問い合わせ先

秋田県企画振興部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班

（電話番号018－860－1239　ファクシミリ018－860－3876）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年８月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　入札に付する事項

⑴　賃貸借事業名

秋田県公共事業積算システム外部委託用サーバ機器賃貸借

⑵　借入物品名及び数量

サーバ機器　１式

⑶　借入物品の仕様等

仕様書のとおり

⑷　納入期限

平成23年９月26日（月）

⑸　賃貸借期間

平成23年10月１日から平成28年９月30日まで

⑹　借入物品の設置場所

仕様書のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　施行令第167条の４の規定に該当しないこと。

⑵　主たる営業所又は営業所を秋田県内に有すること。

⑶　物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名

簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目ＯＡ機器・通信用機械器具類に搭載されていること。

(4)　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

３　契約条項を示す場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010－8570　秋田市山王四丁目１番１号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班（電話番号018－860－2419）

(2)　入札説明書及び仕様書等の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条第１項に規定する県の休日を除き、平成23年８月２日（火）から同月９日（火）までの期間、随時交付する。

４　入札執行の日時及び場所

平成23年８月23日（火）午前10時

秋田市山王四丁目１番１号　秋田県庁本庁舎６階西フロア会議室

５　入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

６　その他

(1)　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより決定する。

(4)　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5)　その他

詳細は入札説明書による。

男鹿市松木沢字松木８番地中田謙三ほか28人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年８月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（若美中央地区経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

２　縦覧期間

平成23年８月２日から同月29日まで

３　縦覧場所

男鹿市役所

選挙管理委員会告示

秋選管告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年８月２日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

50分の１の数　　18,451

３分の１の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）

220,423

秋選管告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成23年８月２日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別

秋田市	89,153
能代市山本郡	26,164
横手市	27,973
大館市	22,304
男鹿市	9,508
湯沢市雄勝郡	20,355
鹿角市鹿角郡	11,580
由利本荘市	23,982
潟上市	9,634
大仙市仙北郡	31,713
北秋田市北秋田郡	11,433
にかほ市	7,679
仙北市	8,509
南秋田郡	7,527

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号